

9月26日本会議で継続審査と付された、議案第54号湖南省文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、10月13日開催された総務常任委員会及び、福祉教育常任委員会との連合審査の審査結果を報告します。連合審査への経過、及び、審査内容について、議案第53号湖南省立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、多くの共通する面が在り、議案第53号の委員長報告の中で「甲西文化ホール」についての報告も在りました。重複する部分については、省略致します。

主な質疑は、石部文化総合センターの整備事業を庁舎整備事業と別に進める理由は、との質疑に対して、庁舎整備基本計画策定は令和6年度の策定を見込み、石部文化ホール、石部図書館が入る石部文化総合センターは、庁舎整備基本計画の中には、記述として含めている。石部文化総合センターを除却した後、建設予定の小規模多機能自治センターの建設に向けた基本構想の中で検討している。石部地域には、まちづくりセンターとして小規模多機能自治センターを建て、そこで、分散化した事業の業務を実施しないと、庁舎整備事業についても進んでいかない。まずは、石部地域で、分散化事業に対応できる小規模多機能自治センターの建物が、先ず必要です。それぞれの中学校区の4拠点に、分散化する事業を令和5年度内に決定し、令和9年度から事業の開始をしていきたい、石部地区だけが事業を担う拠点が無い事から、そのスケジュールリミットとして、令和8年度までの公共施設等適正管理推進事業債を、事業費の財源と想定している。庁舎周辺整備の基本計画は来年度にかけて、見直しを行う予定ですので、その計画を待っていると、令和8年度のスケジュールには到底間に合いません、との答弁でした。

石部文化総合センター、これについては個別施設計画には施設としての掲載はないけれども、それを除却するという事になってきている。本年3月小規模多機能自治の基本構想で、初めて見えてきた。そこを除却することが、まずありきであると、なかなか理解がしにくい。現在、そのイベント紹介で、石部文化総合センターを除却するから云々という説明になってくると、これはちょっと本末転倒かと思うので、この点、解りやすく、理解できる説明を。との質疑に対して、個別施設計画の中のコメント欄で説明しましたが、個別施設計画の策定時点で、統廃合の検討は令和3年度から9年度にかけて行うことと、検討期間が長い表現になっている。この統廃合は、施設が入っている石部文化総合センターの除却の時期に左右される。個別施設計画では、石部図書館も甲西図書館も統廃合としています。ただ、石部図書館の廃止のタイミングは、当然、建物が入っている石部文化総合センターの行方に左右される。個別施設計画の説明ですが、この湖南省版小規模多機能自治基本構想を進める上で、四つの中学校区エリアに、小規模多機能自治センターの設置をしながら、それぞれの中学校区圏域のまちづくりを進めることの構想に基づいている。それを実現するために、この個別施設計画では、明示はないが、この基本構想を進めていく上で、石部文化総合センターのどこ

ろに、石部小規模多機能自治センターを建設して、まちづくりを進めていくために、施設を除却するということになります。施設を除却することが目的ということではなくて、まずそこに、小規模多機能自治の拠点を、石部の拠点センターを作り込むということです。それが先ほどの説明資料にありました、令和9年度から開始したいということで、そこに入っている施設を廃止していく手順で進めています。ただ、個別施設計画にその辺がはっきり組み込まれていませんでした。との答弁でした。

平成30年に教育施設管理計画を、個別施設計画は令和3年3月策定です。更に令和4年と令和5年に2回改訂している。これだけの改訂があった中で、今答弁があった教育施設管理計画の方向性を個別施設計画に反映する機会はあったが、それをしてこなかった。この点の実態が理解できない。執行部も多分それ以上の説明はできないということなので、その点を考慮し、表決の時の参考にさせていただきます。との意見がありました。

先の小規模多機能自治検討特別委員会では、2.3億円の交付税措置、令和8年まで対応の有利な除却債適用があるという説明であったが、今、ないという説明です。どれが正しいのか。との質疑に対して、公適債の中の集約化複合化事業債、これは集約化複合化によって、床面積が減少する場合は、充当率90%、交付税措置が50%適用されます。除却事業に関しては、充当率90%、交付税措置はないということです。との答弁でした。

石部文化総合センターについては、先出しでやる大きな理由の一つに、財源的に有利な除却債もあるので、小規模多機能自治センターの建設着手を早くしなければとのことであったが、交付税措置が無い財源面でのプラスは何なのか。との質疑に対して、有利な起債があるからという説明を主にしてきました。小規模多機能自治基本構想の推進は、喫緊の行政課題であり、且つ、より効率的な行財政運営を目指すところです。それには、行政機能は集約化という流れに変わりがないが、一部を市民の身近な地域で行政を進めることが効率的なら、一時的に経費が膨らんでもそれは仕方がない、と思っております。そういう意味で、今までの委員会で、財源措置について、財源面で有利な起債の適用を、かなり前面に押し出して説明してきました。交付税措置がない点は、今、ご指摘の通り、それを主として進める理由にはならない。ただ、今年の3月議会で承認された、小規模多機能自治基本構想をいち早く実現するために、石部地域において展開したい、その思いを汲んでいただきたい。との答弁でした。

この先小規模多機能自治を推進する上で、今の石部文化ホール、石部図書館を廃止し、石部文化総合センターを除却して早期に小規模多機能自治センターを建築する。湖南市版小規模多機能自治を四つの小規模多機能自治センターでどんなサービスを具体的に取り組み・検

討していくのか。福祉教育関係の一部の事業だけでは、大きなサービスが期待できない、例えば、石部文化ホール、石部図書館を廃止するが、一定のサービスの展開を検討する。それは図書機能を一部小規模多機能自治センターでの機能とするようなこと等、具体的に示されないと解らない。その時々で、今回も間違った答弁、根拠のない答弁がある。先程開催された地域の地元説明会・タウンミーティングでも、後から、執行部の答弁を撤回・修正することがあった。こうした点も加味して、私達は、今、議案第54号を判断します。と、意見が在りました。

以上が連合審査における、議案第54号湖南市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、説明及び質疑・答弁等の概要であります。

その後、総務常任委員会を開催。

議案第54号に対するの討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第54号については、全員否で原案は、否決すべきものと決定しました。

9月26日日本会議で継続審査と付されました議案第53号湖南省立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、10月13日開催された総務常任委員会との連合審査、及び福祉教育常任委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次の通りです。

石部図書館の維持管理経費と人件費、4つに分散化した場合はどうなるのかという質疑に対して、石部図書館の維持管理経費は、資料2ページで、このまま石部文化総合センターとして維持していく場合、高額な維持管理経費がかかる。人件費は、1館に集約化しても、人を削減しないので、人件費としては計算をしていない。公共施設等総合管理計画個別施設計画の中でも、2館を1館にとりという方向性なので、4つに分散化するという事は考えていないとの答弁でした。

公共施設等総合管理計画、公共施設等総合管理計画個別施設計画との関連性はこの質疑に対して、公共施設等総合管理計画個別施設計画には、施設の機能単位で計画を作っていますので、個別施設計画の中には、石部文化総合センターの名称はありませんが、石部文化総合センター内にある石部図書館及び石部文化ホールはあります。石部文化ホールは、個別施設計画の中で、甲西文化ホールに統合すると書かれています。ただ、図書館については、令和3年3月の個別施設計画の中では、石部図書館・甲西図書館を統廃合するという方向性は掲載されていますが、統合先と統合元を区別したような表示をしません。明確に教育委員会や市全体として、石部図書館を甲西図書館に統合するという方向性が、その個別施設計画の策定時点では固まっていなかったとの答弁でした。

石部文化ホールの方向性が石部図書館の方向性に左右されるのかこの質疑に対して、設置管理条例は、それぞれ分かれていて施設の用途廃止の必要性・妥当性については、審議中であり、決して、石部文化ホールの方向性に、石部図書館の方向性が影響し、一体化しなければならないというものではないと総務部長の答弁でした。

教育部長からは、総務部長の石部図書館に関する統廃合の見解に誤りがあるということで再度説明がありました。平成28年に公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画よりも先の平成30年8月に教育施設管理計画を教育委員会で策定し、議会全員協議会で報告しました。この中で、石部図書館・甲西図書館の方向性はともに統廃合ということで進め、甲西図書館はその段階で、借地問題が課題でした。平成30年9月の補正予算承認により、借地問題が解消しました。その後、令和2年度に合併特例債を活用し老朽化対策を行ったことで、甲西図書館は継続するという方向性で進んでいました。

総務部長からは、個別施設計画において、きちんと方向性を反映して、修正ができていなかったと反省しているとのことでした。

教育施設管理計画と公共施設等総合管理計画、この2つの計画の上下関係はとの質疑に対して、湖南省公共施設等総合管理計画のうち学校教育施設・社会教育施設だけを規定した計画が、湖南省教育施設管理計画であることから、湖南省公共施設等総合管理計画の一部ですとの答弁でした。

平成30年の教育施設管理計画の中で、甲西図書館は、借地問題等があるが、実質的には甲西図書館に統合すると説明されました。令和3年に改訂した公共施設等総合管理計画個別施設計画では、文化ホールについては明確にしているのに、石部図書館については明確な部分がない。土地を購入した、施設も修繕したから甲西図書館に一本化というのは、非常に無理がある。個別施設計画になぜ掲載されなかったのか、市の組織内の会議の中で決定しているのかという質疑に対して、公共施設等総合管理計画の個別施設計画にはっきりとうたわれてなかったという点は、湖南省版小規模多機能自治基本構想を3月議会承認の後、令和5年4月17日の総合政策会議の中で、この基本構想が承認されたことにより、スケジュールを内部決定しました。基本構想の中では、公共施設等総合管理計画との整合を図るといえるのは、この基本構想の中身です。それで今年度の個別施設計画の見直しの中では、それを反映させていくとの答弁でした。

令和5年4月17日の庁議決定が起点と言われたが、3月に提案された小規模多機能自治基本構想の議案の中には、スケジュール案として内容は示されている。方向性としては理解するが丁寧に進めるべきところです。しっかり明確に説明すべき部分であるのではとの質疑に対して、湖南省版小規模多機能自治基本構想の決定に際して、庁内での調整はもとより、令和5年2月3日の議員全員協議会で、その基本構想の骨子案の説明をしました。それまでに、骨子案を庁内協議の中で、このスケジュール案も含めた調整を図っています。令和5年2月3日の議員全員協議会において、骨子案の説明をした後、令和5年の3月には内部で、このスケジュール案を固めていきました。ただ、今ご質疑にあったように、それを案ということよりも実施計画として進めていく計画として、内部で確認をしたのが、令和5年4月17日ですとの答弁でした。

教育部長から平成30年の教育施設管理計画で、甲西図書館に一本化する方向性の具体的な内容はありましたという説明です。その後、令和3年3月に個別施設計画の策定をしていますが、その時点では統廃合するだけです。令和5年の個別施設計画の改訂の時に、明確にできていない。結局、石部図書館を廃止するという具体的な協議はなかったという理解になるのではとの質疑に対して、令和3年3月策定の湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画に反映し

ていなかった点について、令和5年3月に改訂した資料P43の47番目石部図書館は、令和5年から令和12年までの年次計画で施設の方向性は統廃合、これは令和3年3月の計画策定時から変わっていません。策定時は、令和3年から令和9年度にかけて、統廃合の検討をするということで、石部図書館は、統廃合となっており、48番の甲西図書館は、策定時から令和6年度までかけて施設の長寿命化、令和8年度から10年度にかけて改修を行う、石部図書館は統廃合、甲西図書館は残して改修、これを合わせますと、石部図書館を閉めて、甲西図書館に統合ということです。個別施設計画ではっきり文化ホールのように、どちらに統合するという書き方ができていないので、分かりにくい表現になっています。個別施設計画については、策定以降、年度の終わりに、計画の見直しをしています。令和5年3月に湖南省小規模多機能自治基本構想が承認された以上は、この施設の方向性を、年度の終わりを待たずに、随時、修正すべきであったと反省しています。また、令和5年3月の湖南省版小規模多機能自治基本構想の承認を受けて、石部文化総合センターの除却について執行部で令和5年4月に決定しましたとの答弁でした。

甲西図書館は継続利用を行うため長寿命化対策工事を行うことになったが、石部図書館の個別施設計画の内容は、どういうことを示しているのかとの質疑に対して、もしも石部文化総合センターが解体される場合には、石部図書館も廃止、甲西図書館に統合する方向性で、西庁舎及びその周辺施設の利活用を検討していく中で、検討すると示したとの答弁でした。

石部図書館を今までにない施設のあり方で進めていくとは、具体的にどういうことか、この文章で、石部図書館を廃止していくとは到底読み取れない。もう少し丁寧に進めるべきではなかったのかとの質疑に対して、今までにない施設のあり方で進めていきたいということを検討していくことですが、結果として、石部文化総合センターを解体除却してその後に小規模多機能自治センターを建設するという計画で今のところ進んでいますので、新たな石部小規模多機能自治センターの中で、例えば民間活力を活用して、地元の協力のもと図書館を継続されるということであれば、相談に乗っていくことも1つですが、この段階では、色々な案を検討していきたいということで掲載したとの答弁でした。

図書館法で位置づけされた湖南省図書館協議会では、石部図書館廃止の議論はなく、湖南省公共施設等マネジメント推進委員会では、図書館は慎重に考えるべきとの意見がありました。市民の声は活かされていないのに、これから市民参画を求める小規模多機能自治センターをつくる点についての考えはどの質疑に対して、図書館協議会は、図書館の施設の統廃合について検討する場ではなく、図書館のサービス・運営について協議をしていく場ですとの答弁でした。

市民への周知が少ないのではないかとの質疑に対して、小規模多機能自治基本構想を周知するために、タウンミーティングの機会を持ち、意見を伺いました。若い人の意見が少なく、聞けてないという部分は、説明・周知の機会を持つことと併せて、11月号の広報から、小規模多機能自治基本構想をシリーズで周知を図っていきます。また、ネットアンケートも行いました。更に11月、学区単位でのワークショップの開催やタウンミーティングの結果について、ホームページで今公開して、意見を伺う体制を作って、市民の周知を広く図るように進めますとの答弁でした。

図書館と文化ホールを廃止するという条例改正案ですが、隣にある古い西庁舎の建物があるのに、新しい方を潰して古い建物を残すとは見えませんが、執行部の考えはとの質疑に対して、現在、庁舎周辺整備基本計画の策定中で、大きな方向性としては東庁舎の耐震改修は喫緊の課題、あわせて増築の必要があります。西庁舎のどの機能を移転するかは、内部検討委員会ですり合わせて決めていきます。また、石部文化総合センターを残して、新しい小規模多機能自治センターを建設とすると、空きスペースとして、市有地で用意ができるのは、西庁舎を除却するか、当然、西庁舎に収容している職員を、どこに置くのか仮庁舎を建てねばなりません。先に東庁舎に十分な増築棟を造ってから、西庁舎を除却することが一番、財政負担も少なくなります。西庁舎をまず潰して、そこに小規模多機能自治センターを建設する考えはありません。石部老人福祉センター・軽運動場の奥に砂利敷き駐車場があります。そこに建てることはできますが、スペース的なことや市民の集会施設としては、できれば県道に面したところに建てたいです。西庁舎と石部保健センターとの間との駐車場も、スペース的な問題があります。色々と検討しましたが、石部文化総合センターを除却して、新しく小規模多機能自治センターを同じ場所に建てるのが一番良いという結論となりましたとの答弁でした。

将来、東庁舎の収容人数も分かるのであれば、東庁舎をなぜ後に回すのかとの質疑に対して、令和5年度、地域の4拠点に分散化する業務が確定しますので、まず石部地域を建設して、4中学校区に分散化した後に、西庁舎・東庁舎の残っている集約化業務を整理統合していく庁舎全体のキャパシティを決めて、引っ越すという手順が一番効率的ということと、あと財源です。有利な起債と想定する起債財源が令和8年度までです。庁舎の基本構想の見直しも2ヵ年かかります。令和8年度という期限に、全事業が完了するスケジュールはおそらく収まりません。ですから、できるところから、進めていこうとしていますとの答弁でした。

数年前に東庁舎の新築整備の件がありました。この東庁舎に、西庁舎を統合することは、面積的に全然足らなく、職員を集約することはできない。だから、

理由の一つとして新築しないといけない。耐震とは別の話ですが、東庁舎を新築しなくても、分散化して、ある程度職員が各地域に配置できれば、今の面積で足りるのではないか。小規模多機能自治構想によって、4つのまちづくりの拠点に例えば職員を配置すれば、面積としては東庁舎の中で足りるかもという試みだったと思います。そういう目的でなかったとしても、副次的にそれがついてくる、だから市民の中で、東庁舎を新築することに反対された方々から見ますと、これは一つの試みであったと思います。しかし、8月26日に出た分散化では、約8%の業務だけを分散化するという一方で、大半は庁舎の中でできない業務ということが明らかになりました。社会教育施設の甲西・石部両町にあった重複施設を、1つでいいという理念が執行部の中にあり、東庁舎の方より先に、石部文化総合センターを除却して、図書館と文化ホールの重荷を下ろしたいというのが、執行部の思いではないのかとの質疑に対して、次世代のことを考え、持続可能な社会を作っていく、今後市が進む方向として、湖南市はどちらかというところ、コンパクトなまちでもありますので、現在の利用状況、特に文化ホールの利用状況が低迷していますので、費用対効果も考え、維持コスト、ランニングコストが必要なもので、しっかり考えました。東庁舎よりもなぜ石部の方の整備を先にするのかというところですが、どちらが優先ということとはございません。両優先です。東庁舎は、令和5年度、6年度にかけて、西庁舎周辺も含め、庁舎整備基本計画の策定。石部小規模多機能自治センターについては、資料で5ページにあげていますが、仮に除却しても、実施設計は6年度、着工は、早くても7年度、東庁舎も5年度6年度で基本計画の策定。7年度以降で設計及び施工という予定で、現在、示すものがないので、石部文化総合センターが先行しているように見えてしまっていますが、決してそうではない。石部文化総合センターは、除却と建築で億単位の費用が必要。東庁舎は、別の公共施設に関する補助金を当て込んでいますが数十億単位、整備に関しての桁が違います。基本計画の策定に2年を要するとしています。決して後回しにはしていないとの答弁でした。

タウンミーティングで出てきた意見を反映させていく部分が、今の時点であるのか、11月のワークショップで、出てくる声や防災の研修する人とのやりとりの中での声、11月補正で出てくるとか、ワークショップについてのねらいについてとの質疑に対して、小規模多機能自治という枠組みの中で、市民と行政、地域がどういった役割を分担しながら連携し進めていくのか、まち協の存在さえ知られていないという意見もありました。まず、市が小規模多機能自治を進めていく方向性について、周知を図っていく必要があると感じたところです。防災研修の中で、ワークショップ形式で、この小規模多機能自治を地域とともに進めていくのは、地域福祉と地域防災が、全市的に課題です。まさに小規模



多機能自治の形がまちづくり協議会という理想の形、各種地域の団体の集まりを予定しています。地域防災を進めていく上で、それぞれの立場でどんな連携が図られていくか共有しながら、市のまちづくりの方向性、小規模多機能自治の理解をいただけるように、説明をしますとの答弁でした。

東庁舎ができるまでの間、石部文化総合センターを稼働する部分の財政的コストと、あとは有利な起債、公共施設等適正管理推進事業債、この2つのお金の話で、東庁舎を先にではなく、先に石部文化総合センターと理解しましたが、財政の確認と、仮に、東庁舎を先に整備した後に石部文化総合センターを潰して小規模多機能自治センターを造るという順番になった場合、東庁舎ができるまで石部文化総合センターを稼働させ続けるとしたら、年間200万円掛かる費用を何年間見込まれるのかとの質疑に対して、東庁舎は、基本設計、実施設計、建設で、5年ぐらいはかかると、完成は令和10年ぐらいになります。財政面では、令和7年度、8年度が一番厳しいですが、石部小規模多機能自治センターの建設、東庁舎の耐震、及び増築の部分、それと、中央消防署の新築等が重なると思います。財政当局としては、喫緊の行政課題の解決ですので、両優先と言いましたが、施設の修繕費用については年度による変化があることから、平準化したいところです。現在財政力指数は、かなり良いですが、建築事業が重なり財政が一時的に悪化するのには致し方ないと思います。ただ、一般財源の持ち出しを減らすよう、その時の有利な財源措置、交付金・補助金を探して、それを事業に充てたいと思っていますとの答弁でした。

図書館の充実についてとの質疑に対して、甲西図書館に職員を集約することで、移動図書館をこども園中心に巡回させると共に、巡回経路を見直して、石部地域に長時間、巡回することができないかという検討をしていきたい、甲西図書館の開館日を増やす、障がい者向けの郵送サービスの実施を検討、電子図書館を充実、青少年の方々に学習等に利用していただけるスペースを設ける、将来的には、各小規模多機能自治センターで、図書館に予約した本を受け取るサービス、図書館に調査依頼をしていただいた内容の本の受け取りを身近な小規模多機能自治センターで行うサービス等を考えています。園等には、団体貸し出しも検討していきたい。職員を集約することで、そういった充実をしていきますとの答弁でした。

タウンミーティングの答弁で小規模多機能自治センターに書籍を置く話があったと思いますが、それはないのかとの質疑に対して、あくまでも石部図書館を閉館した場合に、蔵書の余剰が出てきますので、その分を活用して、地域のほうでリサイクル本を活用する形で、本を置いていくことは可能です。図書館の今持っている蔵書を置いていただくことは想定していません。各小規模多機能自治センターだけでなく、まちづくりセンターも、リサイクル本を地域の

ほうで活用したい要望がありましたら、お渡しさせていただきます。それぞれの小規模多機能自治センターに、公立図書館の分館を置く構想はないとの答弁でした。

小規模多機能自治センターに本があり、そこに憩いの場所があれば、人がそこに集まって助け合い、そして、生きる活力を生み出していくという施設は、これから必要、地域の人をお願いするだけではなく、施策として、市が関与していく、子育てという観点、まちづくりとした観点、そういった考え方の転換はとの質疑に対して、図書館の説明の中で、2館を1館に集約して、1館の充実を図る体制と移動図書館車も活用しながら、集約化施設として小規模多機能自治センターで、どの様に事業展開していくかも考えていかなければと思います。本を置くだけではなくて、本が移動してくる。今、決めているサービスは、予約本の貸し出しと受け取りは考えていますが、蔵書をずっと置くという考え方はないです。集約化して、今度どう出向いていくか、文化ホールの説明でもありましたが、その4拠点でどういうふうに図書事業とか文化事業を展開していくか公共サービスのあり方を考えていますとの答弁でした。

公共施設等総合管理計画個別施設計画の中で、発想を新たにして今までにない施設のあり方を進めていく、生涯学習の図書だけではなく、本のあらゆる可能性、媒体として人が集まり、子どもたちが安心して集える場所、高齢者が孤独にならない場所、引きこもっている方も、また障がい者の方も、そこだったら行ってみたいと集える場所、これが小規模多機能自治センターの実践の場かと思えます、そういった考え方、まちづくり協議会の方もここにマッチしていくという考えについてはとの質疑に対して、小規模多機能自治センターは、まさに今言っていた通りだと思います。そこに地域の組織が集って、その地域のサービスを展開していきながら、地域の皆さんの役割と行政機能を持ちあわせながら、行政との関わりの部分をそれぞれ展開していくというところは、その通りだと思っておりますとの答弁でした。

小規模多機能自治センターについては、民設とか民営の話でなく、地域包括支援センターと子ども家庭総合センターの運用を想定して、地域の人が自ら改変していく、そういう解釈でよいのかとの質疑に対して、資料3ページに図示していますようにまさにその通りですとの答弁でした。

石部文化総合センター内の石部まちづくりセンターは、石部まちづくり協議会に指定管理させているが、指定管理の期間はとの質疑に対して、現在、令和5年度から令和9年度まで指定管理になっています。変更の予定をしていますとの答弁でした。

変更する予定ということは、まちづくりセンターの代替案はなくても、それ

は指定管理の期間を変更することかとの質疑に対して、現在、石部まちづくり協議会に、石部文化総合センター内の、石部まちづくりセンターを指定管理しています。事業は継続しますので、場所を移転という形になるかと思えます。場所につきましては、周辺で再度検討しますとの答弁でした。

石部まちづくりセンターを定期的に利用されているサークルへの対応はとの質疑に対して、従来の施設が使えない期間中は、西庁舎周辺地域にある軽運動場、石部防災センター、石部交流センター、石部コミュニティセンター等の活用を、しっかり臨機応変に対応していきたいとの答弁でした。

小規模多機能自治センターを建てるのに、有利な起債を使うとの答弁ですが、その資料について何もない。何の起債を使うのかとの質疑に対して、公的債の中には、除却債。新築の時の想定財源で、空調等は、令和7年度まで有効の脱炭素事業債を当て、この建設事業の一部にしたいとの答弁でした。

この起債は、交付税措置があるのかとの質疑に対して、脱炭素化推進事業については、交付税措置が30%から50%で、充当率は90%ですとの答弁でした。

資料2ページ、除却債2億3900万円プラスになりますとあります、これを建て替えるための、財源が有利だという理由なら、小規模多機能自治センターの建設工事の部分については、交付税対応と書いてない。これだけの30%~50%の交付税措置がある事、ここに数字を示して資料にきちんと書いてない事についてとの質疑に対して、これは令和8年度までです。小規模多機能自治センター事業に関しては、交付税制措置はなしで、充当率は90%です。事業債については契約ではなく、事業が完了していなければなりません。ですから令和7年度と8年度で、建物を作ろうとしても実施設計と建設工事を完了するには最低で3年間が必要となり、建設工事の一部は事業債の対象外となります。今回の公共施設等適正管理推進事業債の除却事業に関しては、充当率は90%、交付税措置はなしとの答弁でした。

その後、議案第53号に対して、反対討論として、なぜ石部文化総合センターを先に潰すのか、市民に示し、協議して決めていくことが、市民協働のまちづくりだと思います。本を大切にしてきた市民の思いに寄り添い、市の事業として本を活用した小規模多機能自治センターの設置を強く望んでいるため反対とする。

他に討論はなく、採決を行いました。その結果、全員反対で、議案第53号原案は、否決すべきものと決しました。